

シンガポール共和国のテレビ放送に 関する言語法について (1)

——華語および漢語方言の使用に関する規定を中心として——

A Study on Language Laws on TV Broadcasting in Republic of Singapore (1): Mainly on Codes on the Use of Mandarin and Chinese Dialects

小 田 格

要 旨

シンガポール共和国の言語政策に関しては、従前より、本邦においても各学問領域からの研究が多数みとめられてきたが、言語法を対象とした研究については、依然として皆無にひとしい状況にある。そこで、本稿においては、同国の言語法研究の試論として、テレビ放送に関する法令における言語の使用に関する規定を対象とし、なかんずく華語および漢語方言に関する条文およびその実際の運用状況を中心に考察をおこなうこととした。

今号においては、考察の前提となるテレビ放送の監督機関、免許および事業者について概観したうえで、現行の無料テレビ放送に関する法令および有料テレビ放送に関する法令における華語および漢語方言の使用に関する条文の規定内容とその実際の運用状況、そして先行研究等とを対照しつつ記述することとし、もって各規定の位置づけや性格・特徴等をあきらかとした。

キーワード

シンガポール、言語法、言語政策、華語、漢語方言

0.0 はじめに

牛車水のランドマーク的存在である People's Park Complex においては、

海外への送金業者が大変な活況を呈している。カウンターでのやりとりをしばし傍観してみると、一見して当地の出身でないと判断される長身の女性客が、兒（アール）化の顕著な普通話——当地では華語というべきか——でなにやら早口にまくしたてている。海外でかせいだ給与を祖国に送金する際にみせる表情は、まさに真剣そのものである。

ビルから一歩そとにでて、Eu Tong Sen Street を横断する歩道橋を何気なくあるいていると、ストリート・ミュージシャンのギターと歌声がきこえてきた。「火車漸漸在起走，再會我的故鄉和親戚」。そう、台湾語¹⁾のポップミュージック——当地では Hokkien Song というべきか——のエポックメイキングともいべき林強の「向前走」である。時間にして1分にもみたないうちに、さながら台湾に瞬間移動してきたかのような不思議な気分となる。

さて、筆者がチャイナタウンである当該エリアにあしをはこぶ目的は、資料的価値のたかい漢語方言（以下、「方言」という。）²⁾の音楽・映像ソフトを収集することにある。近年減少の一途をたどっているが、それでもなお少数ながら営業している個人経営のCDショップにおいては、当地および近隣諸国で活躍するローカルな華人歌手による各種方言のソフトが販売されるとともに、一部には中華人民共和国（以下、「中国」という。）³⁾の福建省、広東省、海南省等から輸入された製品もまた確認される。かかる状況からは、東南アジアの華人社会が独自の文化を形成していることや、その一方で僑郷とのネットワークがいまもって健在であることなどをリアルに感じとることができる。

上記の内容は、シンガポール共和国（以下、「シンガポール」という。）滞在中に筆者が邂逅した一場面を叙述したものであるが、同国に滞在して、その言語状況について——観点や程度はさまざまであるにせよ——おもいをめぐらせない者はいないであろう。また、同国を訪問したことがない者

シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)

にとっても、当地において4公用語が制定されていることや、シングリッシュという独特の英語が存していることなどは、ひろく周知の事実とおもわれる。

シンガポールの言語政策については、本邦においても早期から関心をあつめ⁴⁾、かつ、各学問領域より考察がなされてきた。具体的には、社会言語学のみならず、歴史学、地理学、社会学、政治学等、ひろく人文科学と社会科学を横断する諸領域からの研究成果が確認されるところである⁵⁾。かような状況は、各領域から同国にアプローチしていくに際して、それぞれ起点はちがえども、必然的に言語の問題に直面していくということをものがたっている。これは換言するならば、シンガポール社会を理解するにあたっては、言語という観点が必要不可欠だということである。

そして、言語と社会がたえず変化していくものだとするならば、同国の言語政策については、いまなお考察すべき点が多くなくはないはずである。

1.0 目的および対象

本稿の目的は、シンガポールのテレビ放送に関する言語法⁶⁾を対象として、各法令における華語および方言に関する規定内容および運用状況について考察することである。その主たる理由は、以下の2点に集約される。

すなわち、第1点として、シンガポールの言語法に関する論考が存していないことがあげられる。同国の言語政策に関しては、既述のとおり、各学問領域からの論考が豊富にみとめられるとともに、言語政策研究の基礎・基盤をなすべき社会言語学的な調査および研究に関しても、多数の成果が確認される。しかし、同国が管理国家として周知され、かつ、微にいたり細にいたり法規制を課している状況がみとめられるにもかかわらず、言語法に関する論考は皆無である。したがって、本稿は、同国の言語法研究の試論としての役割をになうものであり、個別具体的な法令の検討を通じ

て、当該領域の研究の可能性を提示することとしたい。

第2点としては、シンガポールのマスメディアにおける言語の使用状況を主たる対象とし、これを詳述した論考が僅少であることがあげられる⁷⁾。もちろん、先行する多数の論考においては、おしなべて言語政策上の重大事である Speak Mandarin Campaign⁸⁾ について言及されており、その際、たしかにテレビ放送における言語の使用状況についても一応ふれられてはいる。しかし、それら論考の大半は、当該運動の影響により、かつて人気を博していた香港のドラマが広東語のオリジナルから華語による吹替えに変更されていったという、いわば定型の叙述をするにとどまり⁹⁾、共時的な視点から現状にせまるような内容はみうけられない。したがって、関係法令の規定にてらしつつ、テレビ放送における言語の使用状況を記述することには、社会言語学的な価値が存するといえよう。

以上が主たる理由であるが、以下のとおり、副次的な理由もまた存している。

すなわち、シンガポールの言語法研究の成果は、中国語圏の言語法の比較法学的研究に資するものである。中国語圏の言語法研究は依然として黎明期にあり、兩岸四地に限定してみても、いまなお手つかずの状態にある¹⁰⁾。各地の言語法に関する研究については、まずもって個別具体的な実定法の規定内容および運用状況の考察が必要とされるわけであるが、その内容を深化させるためには、比較法学的視座からのアプローチも当然にして有用である。そして、この場合において、中国語圏の言語法と欧米諸国のそれとを比較することも重要であるが、やはり言語の使用状況が近似する中国語圏の各国・各地域の法令をそれぞれ比較することは必須である。したがって、かかる観点からするならば、華語を公用語とするシンガポールの言語法研究は、中国語圏の言語法研究にとって不可欠の要素とも判断される。

2.0 テレビ放送の監督機関，免許および事業者

2.1 監督機関

現在，シンガポールにおいては，メディア開発庁（MDA：Media Development Authority）がテレビ・ラジオ放送等の監督機関とされている。当該機関は，2003年1月，当時のシンガポール放送庁（Singapore Broadcasting Authority），映画・出版局（Films and Publications Department）およびシンガポール映画委員会（Singapore Film Commission）が統合されることにより設立されたものであり，国内のメディア産業に関し，情報通信省（Ministry of Communications and Information）を通じて，国会における責任をおうこととなっている¹¹⁾。

2.2 免許

メディア開発庁は，1994年放送法（Broadcasting Act 1994）¹²⁾ に則して，放送事業者に対して免許を付与することとなっている。テレビ放送の免許の種類については，まず，無料放送と有料放送との別があり，後者については，各種条件に応じて，「全国」または「特定（Niche）」の区分がなされている¹³⁾。

2.3 事業者

2.3.1 無料テレビ放送の事業者

2.3.1.1 メディアコープ

MediaCorp（以下，「メディアコープ」という。）は，シンガポール放送協会（SBC：Singapore Broadcasting Corporation）を前身とする事業者であり，テレビ放送およびラジオ放送を実施している。シンガポールにおいて無料テレビ放送を実施する事業者は，当該1社のみであり，それゆえ市場は独占

状態にある。

なお、当該事業者は、Channel5(英語系)、Channel8(華語系)、ChannelU(華語系)、Suria(マレー語系)、Vasantham(タミル語系)、Channel News Asia(英語系)、OKTO(英語系)の7チャンネルを有している¹⁴⁾。

2.3.2 有料テレビ放送の事業者

有料テレビ放送のうち、「全国」免許を付与されている大手事業者は、以下に説明する2社である。

2.3.2.1 スターハブ(ケーブルテレビ)

StarHub Cable TV(以下、「スターハブ」という。)を運営するStarHub社は、大手通信事業会社であり、2002年に国内唯一のケーブルテレビ事業者であったシンガポールケーブルビジョン(Singapore Cable Vision)と合併し、ケーブルテレビ配信事業に参入してきた¹⁵⁾。当該事業者の契約数は、2012年において約543,000件とされており、約198のチャンネルを提供している¹⁶⁾。

なお、中国語のチャンネルについては、800番台に配当されており、2014年12月において、ビデオ・オン・デマンド方式もふくめて46のチャンネルが存している¹⁷⁾。

2.3.2.2 ミオTV(IPTV)

SingTel mio TV(以下、「ミオTV」という。)は、通信分野の旧国営事業者であるシンガポール・テレコム(Singapore Telecommunications)が、2007年7月に同社のブロードバンド加入者を対象として開始したIPTVサービスである¹⁸⁾。当該事業者の契約数は、2012年において約391,000件とされており、約145のチャンネルを提供している¹⁹⁾。

なお、中国語のチャンネルについては、500番台に配当されており、2014年12月において、ビデオ・オン・デマンド方式もふくめて34のチャンネル

シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)

ネルが存している²⁰⁾。

3.0 テレビ放送に関する言語法

現行のシンガポール共和国憲法第153A条第1項は、マレー語、華語、タミル語および英語を公用語とすることと規定し、同第2項は、このうちマレー語を国語とすることと規定している。当該規定については、シンガポールの言語政策の基本理念たる4言語平等原則を明文化したものと解することができるが、実際は、英語が最上の地位にある一方、マレー語の国語としての地位は象徴的なものとどまる²¹⁾。また、言語政策の観点からするならば、人口の大半をしめる華人の共通語として位置づけられる華語も特別な存在ということができよう。

さて、シンガポールにおける言語法であるが、中国における中華人民共和国国家通用言語文字法のような総合的な言語専門法規は存しておらず²²⁾、各分野の法令において、それぞれ言語の使用に関する規定がもうけられることとなっている。テレビ放送に関しては、メディア開発庁が1994年放送法に則して各種規則を制定しており²³⁾、いずれにおいても言語に関する規定が存している。

なお、本稿においてとりあげる法令は、いずれも2014年12月現在において施行されているものであり、以下においては、附録に掲載する邦文仮訳にしたがいつつ論をすすめるものとする。

3.1 無料テレビ放送に関する言語法

3.1.1 全国無料テレビ放送の番組に関する規則

3.1.1.1 全体の構成

FREE-TO-AIR TELEVISION PROGRAMME CODE (以下、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」という。)は、無料テレビ放送の番組コンテン

ツ全般に関して遵守すべき事項を規定する法令である。現行の本規則は、2012年1月18日から施行されてきた旧規則にかわって、2013年6月24日から施行されており、前文（全6項）、通則（全9項）、本編（全15部80条）および附則から構成される。

全国無料テレビ放送の番組に関する規則（2013年6月24日施行）	
前文（全6項）	第9部 賭博及び反社会的行動（第9.1条－第9.5条）
通則（全9項）	第10部 ホラー、超自然現象、占いその他の信仰（第10.1条－第10.6条）
第1部 国家の利益（第1.1条－第1.2条）	第11部 ニュースその他のノンフィクション（第11.1条－第11.8条）
第2部 民族及び宗教の調和（第2.1条－第2.8条）	第12部 リアリティ番組、音楽番組及びバラエティ番組（第12.1条－第12.5条）
第3部 家族での視聴に関する方針（第3.1条－第3.7条）	第13部 言語（第13.1条－第13.8条）
第4部 こども向け番組（第4.1条－第4.7条）	第14部 インタラクティブサービス（第14.1条－第14.2条）
第5部 風紀及び社会的価値（第5.1条－第5.4条）	第15部 意識と潜在意識の境界領域への刺激（第15.1条－第15.3条）
第6部 テーマ（第6.1条）	本規則の施行（附則）
第7部 セックス及びヌード（第7.1条－第7.6条）	
第8部 暴力、犯罪及び薬物の使用（第8.1条－第8.8条）	

3.1.1.2 言語に関する規定

本規則における言語に関する規定、すなわち言語法というべき部分は、第13部であり、全8条からなる。この言語法部分の構成については、以下のとおりである。

第13部 言語	
第13.1条	言語に関する通則
第13.2条	標準英語及びローカル英語の使用
第13.3条	シングリッシュの使用
第13.4条	中国語番組における方言の使用
第13.5条	標準的でない華語の使用
第13.6条	英語番組における方言の使用
第13.7条	マレー語の使用
不適切な表現	
第13.8条	不適切な表現

シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)

方言および華語に関する規定(第13.4条乃至第13.6条)については、以下において解説・検討することから、ここでは、その他の規定を確認しておきたい。

第13.1条は、言語の使用に関する通則というべき内容であり、テレビ放送は、たかい言語的規範を保持し、かつ、シンガポールの4公用語を使用するものと規定する。

第13.2条および第13.3条は、英語に関する規定である。すなわち、第13.2条前段が標準英語について、同条後段がローカル英語について、第13.3条がシングリッシュについて、それぞれ規定している。この3種の区分については、先行研究におけるシンガポールの英語に関する三層構造と合致する²⁴⁾。また、第13.3条は、きわめて限定的な場面においてのみ、シングリッシュの使用を許可することと規定しているが、かかる内容も、2000年代以降、Speak Good English Movement²⁵⁾をうけて、当局より、テレビ放送に対して、適切な英語の使用が要請されたと指摘する先行研究と平仄のあうものである²⁶⁾。

第13.7条は、マレー語に関する規定である。シンガポールにおけるマレー語については、他の言語と同様、かならずしも均質的なものではなく、各種族間での共通語として形成された“Bazaar Malay”というピジン化した変種も存しているなど²⁷⁾、当局として一定の規範化を図る必要性がみとめられることから、当該規定がもうけられたものと解される。

第13.8条は、「不適切な表現」という見出しが付されているとおり、各言語の使用に関する前7条とは性格のことなる内容を規定したものであって、具体的には、わいせつな表現や屈辱的な表現などを禁じている。

4公用語のうち、タミル語に関しては、その使用に関する規定が存していない。かような措置は、当該言語の使用人口が他の言語のそれに比して少数であり²⁸⁾、テレビ番組における使用を規制する必要性が相対的にひく

いという判断にもとづくものと推察される。

なお、ラジオ放送に関する同類の法令として、FREE-TO-AIR RADIO PROGRAMME CODE（以下、「全国無料ラジオ放送の番組に関する規則」という。）が存しているが、規定の大部分は、本規則と同一の内容となっている。

3.1.1.3 華語および方言に関する規定の解説・検討

3.1.1.3.1 中国語番組における方言の使用（第13.4条）

シンガポール政府は、1979年9月より、Speak Mandarin Campaign を開始した。当時、同国の華人社会における華語の使用率はひくく、5大方言²⁹⁾を中心として、各種の方言が日常的に使用されていたが、二言語教育を徹底し、もって国民統合をはかるといふ統治者の観点からするならば、かかる状況は、決してのぞましいものではない。Speak Mandarin Campaign は、1979年に「多講華語，少説方言」というスローガンをかかげて開始されて以降、現在にいたるまで一貫して華語を華人の共通語とならしめんと継続されている³⁰⁾。

Speak Mandarin Campaign は、華語を普及させるために、社会の多方面において、各種の活動を展開していったが、テレビ・ラジオ放送も当然その対象とされた。当該運動が開始される以前においては、香港からの輸入ドラマが人気を博していたが、1978年の「倚天屠龍記（Heaven Sword and Dragon Sabre）」³¹⁾より、オリジナルの広東語版から華語に吹替えされたものが放送されはじめ³²⁾、1981年から1982年にかけて放送された「親情（The Brothers）」³³⁾を最後に、広東語版放送は中止となり、その後は、すべてが華語の吹替えとされるはこびとなった³⁴⁾。

本条は、上記のような背景のもと、無料テレビ放送における方言の使用に関して規定するものである。

第1に、いくつか文理について確認しておきたい。

「中国語」とは、これとは別に「華語」という語彙が確認されることか

らして、「華語」および方言を包摂する広義の中国語と解される。なお、「華語」については、次条において解説する。

「地方劇」とは、中国の伝統的な演劇スタイルを採用し、かつ、方言を使用するものと解される³⁵⁾。シンガポールの言語状況を勘案するならば、本条にいう「地方劇」は、福建語を使用する高甲劇、潮州語を使用する潮劇、福州語を使用する閩劇、海南語を使用する瓊劇、広東語を使用する粵劇、客家語を使用する漢劇等を主として想定しているものと認識される。

「バクテー」、 「チャーキツティアオ」、 「アングークエ」とは、シンガポールおよびマレーシアにおいてひろく確認されるローカルフードの名称である³⁶⁾。すなわち、“bak kut teh” (肉骨茶)³⁷⁾ および “ang gu kuey” (紅亀裸)³⁸⁾ は、福建語音 ([ba²²˥˥kut²²˥˥te²⁴]) および [aŋ³⁵ku⁵⁵kue⁵³] であり、“char kway teow” (炒粿條)³⁹⁾ は、潮州語音 ([ts^ha⁵⁵kue³⁵tiəu⁵⁵]) である。

「輸入版中国語ドラマ」とは、兩岸四地において制作されたドラマと解されるが、このうち主題歌が方言であることを勘案するならば、総じて台湾または香港のテレビ局が制作したドラマの確率がたかい。そして、実際のところ、Channel8やChannelUでは、台湾の民視無線台および三立台湾台の制作による台湾語のドラマや、香港の無線電視 (TVB) 翡翠台の制作による広東語のドラマを華語に吹替えして放送しているものが多数確認される⁴⁰⁾。

第2に、具体的な規定内容およびその運用状況について検討してみたい。

本条は、まず、地方劇またはメディア開発庁に許可された番組以外の中国語番組においては、原則として、華語を使用しなければならないと規定する。そのうえで、一定の条件下においては、その適切性および使用頻度にかんがみ、例外的に方言を使用することが可能であるとする。そして、(a)項乃至(c)項は、例外事項を規定している。

なお、邦文仮訳の但書と(a)項乃至(c)項との関係であるが、本条と趣旨・

位置づけが同一視される「全国無料ラジオ放送の番組に関する規則」第10.4条を確認すると、ラジオ放送に関係のない本条(c)項にかわって、本条但書の内容がその(c)項とされている。また、後述する「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」を確認しても、本条に対応する第13.3条では、本条但書の内容が例外事項を規定する各号のなかの1つとして位置づけられている。したがって、本条の邦文仮訳の但書と(a)項乃至(c)項については、並列の関係と解して差支えないものと類推される。

さて、具体的な本条の運用状況をみていくに際して、はじめに注目すべきは、メディア開発庁が特別に方言放送を許可する番組とは、はたして一体どういったものかという点であるが、本規則において、その具体例はなんら規定されていない。この点に関しては、旧規則下ではあるものの、夏・古木(2003:83-85)が、2003年にSARS(重症急性呼吸器症候群)が流行した際、この緊急事態に対応するために、テレビ放送において方言番組が一時的に解禁された事例を紹介しており⁴¹⁾、この内容から類推するならば、方言を全面的に使用することが可能な番組については、きわめて限定的なものとして解すべきであろう。

また、その使用が正当なものであって、かつ、使用頻度が一定の範囲にとどめられている場合において、セリフ・コメントおよび歌曲に方言を使用することができるとしているが、この判断基準も明確ではない。

たとえば、2011年5月21日に台湾の民視無線台で放送された「明日之星」において、歌手の翁立友は、以前にコンサートのプロモーションのためにシンガポールを訪問した際、関係者より、同国のテレビ番組においては、台湾語の歌曲を歌唱することができないと告知されたことから、仕方なしに当地にて華語の歌詞を作詞し、収録において華語版の「我問天」を歌唱したとコメントしている。そして、実際、Channel8が2009年6月6日に放送した「昇菘之夜」および同月8日に放送した「綜芸Go Live」では、

シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)

翁立友により華語版の「我問天」が歌唱されていることが確認され、上記コメントが証されている。

しかし、他方において、Channel8が2008年5月4日に放送した「一心一徳為善楽2008」では、台湾の歌手である王識賢が台湾語の「情難忘」および「堅強」を歌唱していることが確認される⁴²⁾。

上記の2例を比較するならば、以下の点が指摘される。

まず、前提として、いずれの時期も同一の旧規則が適用されており、かつ、その内容は現在の規定と相違ない内容である。また、「我問天」と「情難忘」とは、いずれも台湾の民視無線台制作の台湾語ドラマの主題歌であって、それらはシンガポールにおいても華語版が放送されており、本条(c)項の適用下において、両者ともに方言によるオリジナルがオープニングで使用された実績を有する⁴³⁾。

そして、肝腎の両者の差異であるが、前者が通常のパラエティー番組に、個人のコンサートのプロモーションを目的として出演したのに対して、後者は、チャリティー番組への出演であったということが指摘できる。すなわち、後者は公益目的の番組であり、電話による募金の受けもなされていたことからすれば、特別の措置が講じられたとみなすことも可能である。もっとも、後者についても、1曲目の歌唱終了後のトーク部分において、個人のコンサートの開催告知を実施していることがみとめられ、顕著な差異はみだしにくいところもある。さらに、「情難忘」が主題歌とされていたドラマ「意難忘」については、中国の中央電視台(CCTV)においても放送実績があり、その際のオープニングでは、普通話版(華語版)の「情難忘」が使用されていたことからして、かりに華語でのパフォーマンスを要求されたとしても特段支障がなかったものとみられる。これら諸点を勘案すると、本条但書の適用については、メディア開発庁の裁量で適宜判断がなされるものと推察される。

ついで、例外事項を規定した(a)項乃至(c)項について確認してみたい。

(a)項は、ニュース、時事問題および情報教育に関する番組においては、方言しか解さない高齢者または外国人に対するインタビューを放送する場合、字幕またはナレーションを配したうえで、方言を使用することができるものとしている。

(b)項は、ローカルドラマにおいて、上記の方言による料理名等を使用可能と規定しているが、番組ジャンルが特定されているうえ、使用可能な語彙の範囲も限定的である。

(c)項は、輸入版中国語ドラマのオープニングまたはエンディングの番組クレジット放送中においては、方言版主題歌を使用することができるものとしている。実際のところ、上記のように、台湾で制作された台湾語のドラマや、香港で制作された広東語のドラマにおいては、オープニングに各方言版主題歌が使用されている事例を確認することができる。本項は一見すると、ドラマの本編は華語に吹替えするものの、庶民のささやかなたのしみのために、番組の最初または最後の主題歌くらいは方言版を放送させてあげようという、当局による恩恵的あるいは寛容的措置ともうけとられるが、実際は、方言版しか存していない歌曲の華語版を別途制作するためには、作詞やレコーディング等につき一定の経費を要するわけであるから、かようなコスト面の問題を考慮しての現実的対応と解することもできる。

以上のとおり、本条の内容を確認するならば、無料テレビ放送の番組において方言が使用可能な範囲は、きわめて限定的なものであり、かつ、実際の運用も規定内容とおおむね合致していることが確認される。

3.1.1.3.2 標準的でない華語の使用（第13.5条）

第13.5条は、無料テレビ放送の中国語番組においては、標準的でない華語の使用をさけるべきと規定するものである。この意味において、本条に

関しては、なにをもって標準的な華語というべきか、すなわち、シンガポールにおける華語の規範が問題となってくる。

一般に「華語」とは、中国の「普通話」および台湾の「國語」と基本的に同一の言語と解される⁴⁴⁾。この「華語」については、東南アジアにおいて使用頻度のたかい呼称であるが、昨今は、政治的な意図・配慮により、中国および台湾においても、場面に応じて使用されている⁴⁵⁾。これらは、本邦において、いわゆる中国語とされているものであり、具体例として、中国における「普通話」の定義をしめすならば、「北京語音を標準音とし、北方方言を基礎語彙とし、典型的な現代白話文の著作を文法規範とする」(国務院1956)⁴⁶⁾ というものである。

上記のとおり、「華語」, 「普通話」および「國語」については、基本的に同一の言語と解されるころではあるが、シンガポールやマレーシアにおける「華語」, 中国における「普通話」, 台湾における「國語」については、各地の歴史、政治、文化等の相違により、それぞれ独自の特徴を有するにいたっている。

2010年5月には、『全球華語詞典』⁴⁷⁾ が出版されたが、当該辞書は、かかる相違点を前提として、中国語圏全体の語彙をその収録対象としたものである。そして、当該辞書における「華語」の定義は、「前言」において「普通話を基礎とする全世界の華人の共通語」とされている一方、「20世紀の80年代以降、華人社会の頻繁な交流にともない、『華語』の使用範囲は次第に拡大し、使用頻度は不断に上昇してきており、その内包・外延もたえず変化してきた。」とも叙述されている。

さて、シンガポールにおける華語の規範についてであるが、田(1994)、郭(1996)等によれば、大要以下のような状況が確認される。

すなわち、第1に、文字に関しては、1969年から1976年にかけての3度の改訂により、現在においては、中国の規範漢字と同様の簡体字が使用さ

れることとなっている。

第2に、発音の表記システムに関しては、1971年より、教育部によって、中国の漢語拼音方案の使用が開始され、現在にいたっている。

第3に、書記言語のスタイルに関しては、1977年に、教育部に設置された華文応用文改革委員会により、「華文応用改革大綱」が発表され、旧来の文言文にかわり、現代の中国の漢語文に準ずるスタイルが採用されることとなった。

第4に、各種の訳語に関しては、1976年に設置された華文訳名統一委員会⁴⁸⁾により、外国の地名やシンガポール国内の行政機関の部門・職名や地名などの訳語の整備がなされている。

しかし、上記のような華語の規範化が確認されるものの、書記言語に関するものが中心であり、本条に関係する語彙・文法・発音および方言語彙の混用については、明確な基準とみられるものはみとめられない。シンガポールの華語に関しては、周知のとおり、これらの諸点に特徴を有しており、ゆえに関連する先行研究も多数みられるところであるが⁴⁹⁾、一体どこからどこまでが「標準」であり、また、どこからがそうでないのか、その境界線は不明である。

ただし、本条の規定に関していえば、標準的でない華語の使用がのぞましくないという趣旨はあきらかであるが、それを禁止してまではいない。すなわち、本条は、上記のような実情を勘案しつつ、華語の規範に関しては、たしかに明確な基準は存していないものの、とはいえ、兩岸四地において通用性のない語彙・文法・発音を使用したり、無制限に方言語彙を混用したりすることのないよう努力をはらうべきであるという趣旨に解されるものである。

3.1.1.3.3 英語番組における方言の使用(第13.6条)

第13.6条は、英語番組における方言の使用について規定するものである。具体的には、第13.4条の邦文仮訳の但書に該当する条件下において、英語番組でも方言を使用できることとし、かつ、第13.4条(a)項および(b)項に該当する場合を例外とするものと付記している⁵⁰⁾。

本条については、英語に関する第13.1条および第13.2条との関係を検討しなければならない。既述のとおり、第13.1条後段はローカル英語について、第13.2条はシングリッシュについて、それぞれ規定しているところであり、前者では当地特有の語彙の含有について、後者では方言語彙の混用について、各条文上ですでにふれられている。したがって、第13.6条は、これら2条と性格をことにするものでなければ、存在する意義にとほしい。そこで、各条の配置等に着目し、第13.1条および第13.2条が、英語のセリフ等において方言語彙・方言フレーズを含有または混用する状態を想定しているのに対して、本条は、全体的に英語によって進行される番組において、ときおり部分的に方言のみによるセリフまたは歌曲を挿入することを想定しているのだと解釈するならば、これら3条のすみわけは明確なものとなる。

ところが、本条の例外として付記された第13.4条(a)項および(b)項を確認するならば、以下のとおり、上記解釈に疑問がもたれるところがある。まず、第13.4条(a)項については、方言しか解さない高齢者または外国人に対するインタビューを放送する場合に関する規定であり、上記解釈の範疇にあるといえる。しかし、これに対して、第13.4条(b)項については、これを英語番組に準用すると、英語によるローカルドラマのセリフに料理名等の方言語彙を混用することが可能であると解されるが、例示されている方言語彙は、いずれも英語の語彙をもって適切に置換できないようなものばかりであるから、第13.1条後段で対応可能とみられる。つまり、本条後段に

括弧書きながら参照すべき例外事項として第13.4条(b)項が規定されている点からすると、英語に関する2条、ことに第13.1条と本条の役割が重複しているようにみられることから、本条については、いわば屋上屋を架するような内容と認識され、これを独立した1条として規定する意義に疑問が生ずるのである。

ただし、このような立法技術の側面から例外事項の規定内容に若干の疑問はあるにせよ、本条については、英語番組においても、方言の使用は、きわめて限定的なものとすべきであるという趣旨に解釈することができよう。

3.2 有料テレビ放送に関する言語法

有料テレビ放送に関しては、既述のとおり、メディア開発庁の区分に応じて「全国」または「特定」という2種類の免許が発行されることとなっている。また、番組の提供方式に関しては、通常のスケジュール放送以外に、ビデオ・オン・デマンド方式による配信も存している。

有料テレビ放送に関しては、こうした免許の別および番組提供方式の別により、3種類の法令が制定されている。以下においては、条文の検討に適した順序により、各法令について確認する⁵¹⁾。

3.2.1 全国契約テレビ放送の番組に関する規則

3.2.1.1 全体の構成

SUBSCRIPTION TELEVISION PROGRAMME CODE（以下、「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」という。）は、「全国」免許の契約テレビ放送のうち、スケジュール放送による番組コンテンツ全般に関して遵守すべき事項を規定する法令である。現行の本規則は、2010年3月10日から施行されてきた旧規則にかわって、2012年12月20日から施行されており、前文（全

シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)

全国契約テレビ放送の番組に関する規則 (2012年12月20日施行)	
前文 (全12項)	第8部 賭博 (第8.1条 - 第8.3条)
第1部 国家の利益 (第1.1条 - 第1.2条)	第9部 ホラー及び超自然現象 (第9.1条 - 第9.2条)
第2部 民族及び宗教の調和 (第2.1条 - 第2.8条)	第10部 迷信 (第10.1条 - 第10.2条)
第3部 こども向け番組 (第3.1条 - 第3.5条)	第11部 ニュースその他のノンフィクション (第11.1条 - 第11.4条)
第4部 風紀及び社会的価値 (第4.1条 - 第4.3条)	第12部 音楽番組及びバラエティ番組 (第12.1条 - 第12.2条)
第5部 テーマ (第5.1条)	第13部 言語 (第13.1条 - 第13.5条)
第6部 セックス及びヌード (第6.1条 - 第6.7条)	第14部 生放送及びインタラクティブコンテンツ (第14.1条 - 第14.2条)
第7部 暴力及び薬物の使用 (第7.1条 - 第7.3条)	本規則の施行 (附則)

12項)、本編 (全14部49条) および附則から構成される。

3.2.1.2 言語に関する規定

本規則における言語に関する規定、すなわち言語法というべき部分は、第13部であり、全5条からなる。この言語法部分の構成については、以下のとおりである。

第13部 言語
言語に関する基準
第13.1条 標準英語及びローカル英語の使用
第13.2条 マレー語の使用
方言
第13.3条 中国語番組における方言の使用
第13.4条 中国語以外の言語による番組における方言の使用
不適切な表現
第13.5条 不適切な表現

本規則の言語法部分が包含する要素は、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」とおおむね同様であるが、方言に関する各規定よりも、マレー語に関する規定が前方に配されており、条文の順序には差がみられ

る。また、シングリッシュおよび標準的でない華語に関する規定は存していない。なお、マレー語に関する規定は、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」第13.7条とまったく同一の内容となっている。

3.2.1.3 華語および方言に関する規定の解説・検討

3.2.1.3.1 中国語番組における方言の使用（第13.3条）

本条は、中国語番組における方言の使用を規定したものである。内容としては、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」と同様に、まず、中国語番組においては、華語を使用すべきという原則がしめされたうえで、i号乃至v号において、例外について規定がなされている。この例外規定について、いかに解釈していくべきかであるが、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」と比較するならば、本規則は、ケーブルテレビまたはIPTVの契約者を対象として提供される番組に関して規定するものであるから、全体的な傾向として、ゆるやかな規制内容となっていると解してさしつかえないだろう。

i号の規定する「地方劇」については、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」での解説のとおりである。

ii号は、1つの中国語チャンネルまたはサービスについて、1週間に1本のアート番組であれば方言を使用することが可能としている。ただし、他の関連規則を確認しても、「アート映画」と判断される基準については、つまびらかとなっていない⁵²⁾。

なお、シンガポールにおいて制作される映画での方言の使用に関しては、BOARD OF FILM CENSORS CLASSIFICATION GUIDELINES（「映画検閲委員会による等級審査に係る指針」⁵³⁾）の第11条「e. 言語」第2項において規定がなされており⁵⁴⁾、方言によるコンテンツはケースバイケースでの対応であるが、劇場公開作品については、原則として、華語を使用すべきとされている⁵⁵⁾。

iii号は、音楽チャンネルにおける方言の使用上限について規定されている。有料放送を実施する大手2社の音楽チャンネルに関しては、スターハブおよびミオTVがChannel [V] Taiwan および Channel [V] China を有しており、スターハブはMTV China も有している。これらのチャンネルにおいては、広東語や台湾語のポップミュージックが放送される可能性が指摘されるところであるが、各チャンネルの主たる放送地域および方言によるポップミュージックの総量などにかんがみるならば、上限とされる30%という範囲を超過することは、基本的にあまり想定されないであろう。

iv号は、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」においても同様の規定が確認されたところであるが、その使用が正当なものであって、かつ、使用頻度が一定にとどめられている場合において、セリフ・コメントおよび歌曲に方言を使用することができるとしている。

v号は、メディア開発庁に特別に許可されたコンテンツまたはチャンネルにおいては、方言の使用が可能であるとする。本号が適用されるものと解される有料放送を実施する大手2社のスケジュール放送のチャンネルのうち、方言番組を放送するものは、大要以下のとおりである。

すなわち、スターハブのTVBJ（無線電視翡翠衛星台）やVV Drama（星和娛家戲劇台）、TVB Xing He Channel（TVB星河頻道）、ミオTVのCHK（香港台）などは、広東語による番組を放送しており、とりわけTVBJは、広東語専門のチャンネルとなっている⁵⁶⁾。

また、ミオTVのTTV World（台視國際台）の放送する番組においては、台湾語が使用されるものもある⁵⁷⁾。

さらに、ミオTVのJia Le Channel（佳樂台）においても福建語の番組の放送がみとめられる。たとえば、同チャンネルにおいて2014年に放送された「你是福建人嗎？(Are You Hokkien?)」⁵⁸⁾については、シンガポールにおいて制作されたものであり、当地の福建文化等を取りあつかう内容と

なっているが、終始にわたって福建語が多用されている。

これらのチャンネルまたは番組が、いかなる理由や手続にもとづき、メディア開発庁の許可を獲得しているかについては、今後の調査・研究課題としたいところであるが、いずれにしても有料テレビ放送は、無料テレビ放送に比して、方言放送の自由度がたかいということは確実視することができる。

3. 2. 1. 3. 2 中国語以外の言語による番組における方言の使用（第13.4条）

本条は、中国語以外の言語による番組における方言の使用について規定したものである。内容としては、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」第13.6条の英語番組における方言の使用にかかる規定とおおむね同様のものであり、中国語以外の言語による番組では、その使用が正当なものであって、かつ、使用頻度が一定にとどめられている場合において、セリフ・コメントおよび歌曲に方言を使用することができるとしている。そして、例外的に方言を使用することができる具体例として、方言しか解さない高齢者または外国人に対するインタビューがあげられているが、この内容も他所で散見されるものである。

注

- 1) 台湾においては、台語、台湾話またはホーロー語とよばれる。また、学術界においては、台湾閩南語が使用されることもある。シンガポールにおける福建語（Hokkien）とは、各所に差異がみうけられるが、基本的な意思疎通に支障はない。本稿においては、台湾において、または台湾人により使用されているものをさす場合には、台湾語と記載することとする。
- 2) 漢語方言については、よりニュートラルな表現として漢語系諸語などの呼称が存するが、本稿においては、当地においても使用される「方言」という呼称を採用するものとする。
- 3) 本稿においては、諸制度のことなる香港特別行政区およびマカオ特別行政区ならびに台湾は、それぞれ独立した地域とみなし、中国にはふくめな

シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)

- い。
- 4) たとえば、早期の論考としては、石川（1974）があげられるが、これはシンガポールの建国が1965年であることからしても、かなりはやい段階から、同国の言語政策に対する関心ももたれていたことを意味しているといえる。
 - 5) 具体的には、歴史学として田中（1987）等、地理学として太田（1985）や山下（1985；1994）等、社会学として合田（2004）等、政治学として田村（2011）等が確認される場所である。また、このほか社会言語学の角度から、同国の英語教育や華語教育について考察したものにおいては、いずれも言語政策にも言及がなされていることが通例である。
 - 6) 言語法とは、実定法のうち、言語専門の法令のみならず、言語に関する規定を有する法令の総体のことをいう。当該定義は、若干の表現の差はあれ、藤井（2007）や橋内（2012）等においても採用され、本邦の社会言語学・法言語学の領域においてひろく受容されているが、管見のかぎり、渋谷（2005）が最初に提唱したものである。
 - 7) 主題および内容からマスメディアにおける言語の使用状況を主たる対象としたものとして認定しうるのは、夏・古木（2003）のみといっても過言でなく、また、当該論考も緊急時の事例紹介であり、平常時の言語の使用状況に詳論したものはみられない。
 - 8) 華語では「講華語運動」という。当該運動については、3.1.1.3.1において後述する。
 - 9) 小林（1996：85）、小竹（2002：63）、宮奥（2006：116）、高橋（2007：87）等。
 - 10) 中国語圏の言語法研究については、香港に関する吉川等（2009）、台湾に関する藤井（2007）や菅野（2012）などが確認されるものの、立法過程等に関する通時的な記述が中心であり、現行法の解釈や判例、運用状況等を主たる内容としたものは皆無にひとしい。かかる状況もあって、拙稿（2013）では、中国の個別法令を対象として、規定内容や運用状況に対して検討をくわえたところである。
 - 11) 本邦の総務省により作成された報告書（「世界情報通信事情」のシンガポールに関する「より詳細な監督機関・法律・政策等の情報」（PDF版）：<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/singapore/pdf/065.pdf>）（261頁）、小仲（2006：79）等による（最終閲覧日：2015年3月3日）。
 - 12) 名称のとおり1994年より施行されており、その後、数回の改正がなされている。
 - 13) この「全国」と「特定」という区分については、前掲の総務省による

報告書（261頁）の訳語を準用している。また、メディア開発庁のウェブサイト（<http://www.mda.gov.sg/RegulationsAndLicensing/Licences/KeyConditionsforNicheandNationwideTV/Pages/default.aspx>）によれば、「全国」免許については、ライセンスの継続期間が10年、同国における契約者数・視聴者数の制限はなしとされているのに対して、「特定」免許については、ライセンスの継続期間が5年とされ、かつ、(1)いずれのチャンネルに関しても、1日当たりの視聴者数が100,000人以下の場合、又は(2)1放送事業者の1日当たりの視聴者数が250,000人以下の場合に発行されることとされている。なお、試験的サービスを実施する事業者に対しては、このほかに「一時（Temporary）」免許の付与もなされている（最終閲覧日：2015年3月3日）。

- 14) メディアコープのウェブサイト（<http://www.mediacorp.sg/en>）による（最終閲覧日：2015年3月3日）。
- 15) 前掲の総務省による報告書（259頁）による。
- 16) 経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）の競争委員会（Competition Committee）が2013年に実施したグローバル・フォーラムのためにシンガポールが提出した文書“COMPETITION ISSUES IN TELEVISION AND BROADCASTING”（[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=DAF/COMP/GF/WD\(2013\)33&docLanguage=En](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=DAF/COMP/GF/WD(2013)33&docLanguage=En)）（p. 3）において報告のなされている数値である（最終閲覧日：2015年3月3日）。
- 17) スターハブのウェブサイト（<http://www.starhub.com/personal/tv.html>）による（最終閲覧日：2015年3月3日）。
- 18) 前掲の総務省による報告書（257-258頁）による。
- 19) 前掲のOECDによる“COMPETITION ISSUES IN TELEVISION AND BROADCASTING”（p. 3）において報告のなされている数値である。
- 20) ミオTVのウェブサイト（<http://www.singtelv.com.sg/>）による（最終閲覧日：2015年3月3日）。
- 21) 太田（1994）等。
- 22) 中国の言語法に関しては、拙稿（2013）を参照のこと。
- 23) 各法令の前文においては、メディア開発庁が1994年放送法のもと、違反者に対する罰金の課徴をふくめた処罰をなすことが可能であると規定されている。
- 24) 山田（2010：373）は、Pakirの言説を引用し、「①同国型標準英語：国際的に会話、筆記の両方で使用される、高い位置付けのもの。②同国訛の英

- 語：国家内の意思疎通で主に会話で使用される，統合的な役割を持つもの。
- ③同国化した英語：土着化された，俗語的に会話のみで使用される低い位置付けのもの。」というシンガポールの英語の三層の構造を提示している。
- 25) 2000年より開始された運動であり，標準英語の運用能力向上を目的としている。華語では「講正確英語運動」という。詳細については，中村（2002：56-59），宮奥（2006：116），高橋（2007：90）等を参照のこと。
- 26) 山田（2010：373-374），小仲（2006：80）等。
- 27) 中村（1999：112）。
- 28) シンガポール政府により2015年1月16日に公表された“Demographics of Singapore 2014”(http://www.singstat.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/publications/publications_and_papers/population_and_population_structure/population2014.pdf) (p. 5)によれば，同国の民族構成は，中国系（華人）74.3%，マレー系13.3%，インド系9.1%，その他3.3%とされている。インド系については，2004年の8.1%から微増しているものの，依然として少数派であることには変わりなく，また，インド系住民のすべてがタミル語話者というわけでもない（最終閲覧日：2015年3月3日）。
- 29) 一般にシンガポールにおける5大方言とは，福建語（Hokkien），潮州語（Teochew），広東語（Cantonese），海南語（Hainanese）および客家語（Hakka）のことをいう。山下（1985：296）によれば，シンガポール開港以来，これらのうち福建語が華人社会の共通語とされてきたこととされる。
- 30) 現在，当該運動は，推广華語理事会が政府文物局による行政支援をうけつつ実施がなされている。2014年は，当該運動の35周年にあたり，“Immerse yourself today. Mandarin. It gets better with use.”／“华文华语，多用就可以”というスローガンをかかっている。
- 31) 原作は，金庸の武侠小说であり，中国語圏においては，何度もドラマ化されているものであるが，当時シンガポールにおいて当時放送されていたものは，1978年に香港の無線電視（TVB）翡翠台により制作・放送された作品である。
- 32) 同作の華語吹替えに関しては，[星洲日報1979. 11. 01]に“认为粤语电视剧配华语失去亲切感”という記事が掲載され，視聴者からの不満等が記述されている。
- 33) 1980年に香港の無線電視（TVB）翡翠台により制作・放送された作品である。
- 34) 小竹（2002：63），湯（2008：8）等による。
- 35) 原語は“operas”とされており，“唱”を有するパフォーマンスのスタイ

- るを採用したものと解釈される。また、方言に関する例外を規定していることからすれば、華語を使用する京劇は除外されるものとかんがえてさしつかえなからう。
- 36) 東南アジアの華人社会における食文化には、兩岸四地にはみられないユニークなものが多々存するが、この点については、山下（1998）を参照のこと。
 - 37) 豚肉・内臓を中心とした具材と、漢方薬等のスパイスで煮込む料理であり、シンガポールおよびマレーシアにおけるローカルフードの代表的存在である。
 - 38) 亀甲の形状をした赤色の菓子であり、中身は小豆餡であることがおおい。台湾から華南にかけても確認されるものであり、縁起ものであることから慶祝日に食される。
 - 39) 米粉を原料としたやや幅広の麺を各種具材といためた料理であり、シンガポールおよびマレーシアでは、屋台（ホーカー）等においてひろく確認される。なお、中国の広東省汕頭市や潮州市等においても同様の料理を確認することができる。
 - 40) 過去 Channel8においては、民視無線台制作の「意難忘」や「愛」等、三立台湾台制作の「台湾龍捲風」や「真情滿天下」等、無線電視（TVB）翡翠台制作の「巾幗梟雄」や「老友狗狗」等の華語版が放送されていた。また、2015年1月現在においては、Channel8において民視無線台制作の「夜市人生」、ChannelUにおいて無線電視（TVB）翡翠台制作の「怒火街頭」の華語版がそれぞれ放送されている。
 - 41) 夏・古木（2003：83）によれば、「国際的伝染病 SARS という緊急事態に応じて中国語方言が臨時解禁され、二四年間、テレビ、ラジオから姿を消していた中国語方言番組が復活した。」とされる。他方において、同（2003：85）は、「しかし、一方では、政府の方言解禁政策は再び中国語方言と北京語との地位論争を引き起こした。三月から五月までのシンガポールの中国語新聞『連合早報』に載せられた中国語方言論争記事、投稿などは五〇件にのぼった。完全解禁か、緊急時の臨時解禁かという論争が主だったものであった。」と記述している。
 - 42) 当該番組の全体的な進行は華語によるものである。
 - 43) 「我問天」はドラマ「愛」、「情難忘」はドラマ「意難忘」の主題歌として、それぞれ一定の期間使用されていたものである。いずれもシンガポールにおいては、Channel8にて放送がなされていた。
 - 44) この点については、中国の国家言語文字工作委员会による「語言文字工

シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)

作百問」において同見解がしめされている(中国語言文字網“普通話同国語, 华语是一回事嗎?” : http://www.china-language.gov.cn/66/2007_6_25/1_66_191_0_1182773130078.html) (最終閲覧日 : 2015年3月3日)。

- 45) この点については、藤井(2013)を参照のこと。
- 46) これは、1955年の第一次全国文字改革会議において定義されたものであり、翌年国務院から公布された「普通話普及推進に関する指示」という文書においても確認される。
- 47) 李宇明主編(2010)『全球華語詞典』商務印書館。
- 48) 現在では、華文媒介統一訳名委員会に改称されている。
- 49) 具体例としては、邦文による朱(2009)等、中文による周・蕭(1999)、賈・許(2005)等があげられる。
- 50) 英語の原文では、例外事項は括弧書きの後段とされている。
- 51) VIDEO-ON-DEMAND PROGRAMME CODE (「ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則」) および CONTENT CODE FOR NICHE SERVICES (「特定サービスのコンテンツに関する規則」) の2法令については、次回考察する。
- 52) 原語の“art-house movie”は、本規則の本条のみで使用がみとめられるものであり、他の法令等において確認することはできず、その定義もあきらかでない。
- 53) 当該指針については、メディア開発庁のウェブサイトにおいて、テレビ放送に関する各種規則とあわせて掲載されているものであるが、その法的性格については、同庁が制定した各種規則類とはことなるものと認識され、ソフトロー的なものとかがえられる。
- 54) 同項は「方言によるコンテンツを含む映画は、個々の作品内容に応じて、その使用を許可するか否かを判断するものとする。劇場公開用の中国語映画は、Speak Mandarin Campaign に従い、原則として華語を使用しなければならない。」と規定している。
- 55) 合田(2001 : 42-43)は、「銭不夠用」および「梁婆婆重出江湖」において、方言が多用されていたことを指摘している。また、筆者の鑑賞したかざりにおいても、ロイストン・タン監督による「881」(邦題 : 881歌え! パパイヤ) や「12蓮花」(邦題 : 12Lotus) 等においては、方言による歌謡ショーである歌台をテーマにした作品であることもあって、終始にわたり福建語が使用されている。こうした状況からすると、「映画検閲委員会による等級審査に係る指針」の運用は、一定程度の弾力性を有するものと解される。
- 56) TVBIのウェブサイト (<http://b.tvb.com/tvbi/category/telecast-program->

licensing/singapore-telecast-program-licensing-2/)によれば、当該チャンネルは、シンガポール唯一の広東語放送チャンネルであり、かつ、6万世帯以上において契約がなされていることとされている（最終閲覧日：2015年3月3日）。

- 57) たとえば、2014年12月に放送が確認された「姉妹」は、華語と台湾語が混用されているものであり、また、「百萬大歌星」などのバラエティー番組や音楽番組においても台湾語の使用がなされる場面が確認できる。
- 58) シンガポール出身のタレント陳建彬および黄靖倫が当地の福建文化等についてレポートする番組であり、かかる内容ゆえに福建語が多用される傾向にある。なお、第1話は、YouTube (<https://www.youtube.com/watch?v=uoUWCZsvYMI>) にて全編が視聴可能となっている（最終閲覧日：2015年3月3日）。

参考文献

◇日本語

- 石川静文（1974）「シンガポールの2重言語政策と華語教育」『名城商学』24巻別号
- 太田勇（1985）「マレーシア，シンガポールの言語環境と華語社会」『地理学評論Ser.A』58巻5号
- 太田勇（1994）『国語を使わない国—シンガポールの言語環境』古今書院
- 大原始子（2002）『シンガポールの言葉と社会—多言語社会における言語政策改訂版』三元社
- 大原始子（2012）「第15章 都市国家シンガポール 英語支配の中の多言語主義」砂野幸稔編『多言語主義再考 多言語状況の比較研究』三元社
- 小田格（2013）「中華人民共和国の言語法『広東省国家通用言語文字規定』について—漢語方言の使用規制に関する規定を中心に—」『人文研紀要』77号
- 夏茜・古木由紀子（2003）「SARS下におけるシンガポールでの緊急時情報伝達—中国語方言臨時解禁」『言語』32巻10号，大修館書店
- 合田美穂（2001）「華人大衆文化（歌謡曲・演劇・メディア）から模索されるシンガポール・アイデンティティ」『甲南女子大学人間科学年報』26号
- 合田美穂（2004）「中国語教育の比較文化論：香港とシンガポールを例として」『甲南女子大学大学院論集 人間科学研究編』2号
- 小竹裕一（2002）「シンガポールの言語政策と中国方言の行方」『ポリグロシア』5巻
- 小仲珠世（2006）「多民族社会におけるメディア—シンガポールの多文化理解

- ／共生に関する考察』『国際開発研究フォーラム』32号
- 小林和子（1996）「シンガポールの『家庭』における言語使用状況：1990年センサスの分析を中心に」『高岡短期大学紀要』7巻
- 渋谷謙次郎（2005）『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義』三元社
- 朱身発（2009）「シンガポールにおける言語の変遷と華語の特色」『アジア遊学』123号，勉誠出版
- 菅野敦志（2012）『台湾の言語と文字：「国語」・「方言」・「文字改革」』勁草書房
- 高橋美由紀（2007）「シンガポールの言語政策の変遷—英語重視政策と中国語」『兵庫教育大学研究紀要』30巻
- 田中恭子（1987）「シンガポールの言語政策」『国際政治』84巻
- 田村慶子（2011）「シンガポールの国民統合政策と華語派華人」『法政研究』78巻3号
- 中村都（1999）「言語政策の社会的費用：シンガポールの事例から」『追手門経営論集』5巻2号
- 中村都（2002）「国民国家の建設における言語政策：シンガポールの事例から」『追手門経営論集』8巻1号
- 中村都（2009）『シンガポールにおける国民統合』法律文化社
- 橋内武（2012）「言語権・言語法：言語政策の観点から」『国際文化論集』45号
- 藤井久美子（2007）「21世紀台湾社会における言語法制定の意図」『宮崎大学教育文化学部紀要. 人文科学』17巻
- 藤井久美子（2013）「言語政策研究からみた『華語』という言葉の広がり」『文芸論叢』80号
- 宮奥正道（2006）「マレーシアとシンガポールにおける言語政策」『大島商船高等専門学校紀要』39巻
- 山下清海（1985）「シンガポールにおける華人方言集団のすみわけとその崩壊」『地理学評論Ser.A』58巻5号
- 山下清海（1998）「東南アジア華人の食文化に関する地理学的考察—シンガポール・マレーシアを中心に」『国際地域学研究』1号
- 山下清海（2002）『東南アジア華人社会と中国僑郷—華人・チャイナタウンの人文地理学的考察』古今書院
- 山田洋（2001）「文化の予防接種—シンガポールの華語普及運動を巡る考察」『ソシオサイエンス』7巻
- 山田洋（2011）「共通語とナショナル・アイデンティティ—シンガポールの言語政策を巡る考察」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』11巻
- 吉川雅之編（2009）『「読み・書き」から見た香港の転換期』明石書店

◇中国語

- 郭熙（2006）「論華語研究」『語言文字応用』2006年02期
- 郭熙（2012）『華語研究録』商務印書館
- 郭振羽（1996）「語言政策和語言計画」雲惟利編『新加坡社会和語言』南洋理工大學中華語言文化中心
- 賈益民・許迎春（2005）「新加坡華語特有詞語補例及其与普通話詞語差異分析」『暨南大學華文學院學報』2005年04期
- 李如龍編（2000）『東南亞華人語言研究』北京語言文化大學出版社
- 林素娥（2009）「新加坡華語的句法特徵及成因」陳曉錦・張双慶編『首届海外漢語方言國際研討會論文集』
- 陸俊明（2002）「新加坡華語語法的特点」周清海編著『新加坡華語詞彙與語法』新加坡玲子傳媒私人有限公司出版
- 湯雲航・吳麗君（2006）『新加坡／中国推廣普通話比較研究』遼寧民族出版社
- 湯雲航（2008）「新加坡“推廣華語運動”概述」『承德民族師專學報』2008年01期
- 田惠剛（1994）「新加坡的華語規範化和華語教學」『語文建設』1994年01期
- 吳英成（2010）『漢語國際傳播：新加坡視角』商務印書館
- 徐杰（2007）『語言規劃與語言教育』學林出版社
- 許小穎（2007）『語言政策與社群語言—新加坡福建社群社会語言學研究』中華書局
- 詹伯惠（2003）「新加坡的語言政策與華文教育」『漫步語壇的第三脚印 漢語方言與語言應用論集』暨南大學出版社
- 周清海（2002）「新加坡華語變異概說」『中国語文』2002年06期
- 周清海・蕭國政（1999）「新加坡華語詞的詞形，詞義和詞用選析」『中国語文』1999年04期

〔附録〕

本資料は、本稿を通読するに際して、適宜参照することができるよう、2014年12月現在施行されている「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」および「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」の言語の使用に関する規定を邦文に仮訳したものである。かかる趣旨から、本資料は、あくまで参考資料という位置づけにとどまり、かつ、その内容については、メディア開発庁その他の関係機関の確認・許諾等を経過したものではないことから、正確性が保証される

ものではない。したがって、本資料を利用して生じたいかなる損害についても、筆者が一切の責任をおうものでないことに留意されるとともに、シンガポールにおいて、当該規定にもとづき各種の活動をおこなう場合には、かならず原文にあたられることとされたい。

なお、当該規定の邦文への仮訳にあたって、用字・用語や表現等については、内閣法制局の決定による「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日）その他の本邦の諸基準に準ずることとしている。また、1項が前段と後段とにわかれており、かつ、両者が原則と例外の関係にあるものと判断された場合などには、「本文」と「但書」とするなど、本邦の法令にあわせた表記方法に変更しているところがある。

全国無料テレビ放送の番組に関する規則

(抄)

第13部 言語

第13.1条 テレビ番組は、高い言語的規範を保持しつつ、本邦の4公用語を使用するものとする。

第13.2条 文法的に正確な標準英語は、ニュース、時事問題、情報教育等の番組において、これを使用するものとする。文法的に正確ではあるが、本邦特有のアクセントにより発音され、かつ、本邦特有の語彙及び表現を含むローカル英語は、ドラマ、コメディ、バラエティショー等の番組において、これを使用することができる。

第13.3条 シングリッシュ（非文法的なローカル英語であり、方言語彙及び方言文法により構成される文を含むものをいう。）は、この使用を推奨してはならない。ただし、取材対象者がシングリッシュによってのみ回答したインタビューに限り、その使用を妨げない。この場合においても、当該インタビューの実施者は、シングリッシュを使用してはならない。

第13.4条 地方劇又は当庁により特別に許可された番組を除いて、全ての中国語番組は、華語を使用しなければならない。ただし、番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められ、かつ、その使用頻度が一定程度に留められている場合においては、セリフ・コメント及び歌曲に方言を使用することを妨げない。以下の各項は例外とする。

- (a) ニュース、時事問題及び情報教育に関する番組においては、方言によってのみ回答することができる高齢者又は外国人に対して実施したインタビューを放送する場合、方言を使用することができる。この場合において、インタビュー内容に係る字幕又はナレーションを配するものとする。
- (b) ローカルドラマにおいては、料理名（例：バクテー、チャークイットイアオ、アングークエ）等に用いられる方言語彙を使用することができる。
- (c) 輸入版中国語ドラマのオープニング又はエンディングの番組クレジット放送中においては、方言による主題歌を放送することができる。

第13.5条 中国語番組においては、標準的でない華語（不適切な文法、語彙若しくは発音又は多数の方言語彙の混用によるものをいう。）の使用を避けるものとする。

第13.6条 英語番組においては、番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められ、かつ、その使用頻度が一定程度に留められている場合においては、セリフ・コメント及び歌曲に方言を使用することができる（第13.4条(a)及び(b)に該当する場合は、例外とする。）。

第13.7条 マレーシア標準語（マレーシアの規範的発音によるものをいう。）の使用は、全てのマレー語番組、特にニュース、時事問題、情報番組において、これが推奨される。具体的指針は、以下の各項に定めるところによる。

- (a) 本邦の番組につき、情報教育及び時事問題に関する番組は、マレーシア標準語を使用しなければならない。ただし、ドラマ及びバラエティショーについては、サービス提供会社による柔軟な対応が認められる。
- (b) 外国の番組又はサービス提供会社が購入した番組であって、吹替えを必

要とするものについては、マレーシア標準語を使用するものとする。ただし、すでにマレー語が使用されている番組については、改めてマレーシア標準語に吹替えする必要はない。

不適切な表現

第13.8条 わいせつ又は侮辱的な冗談、ことば、ジェスチャー、歌曲、セリフ・コメント及び字幕は、これらを放送してはならない。

全国契約テレビ放送の番組に関する規則

(抄)

第13部 言語

言語に関する基準

第13.1条 文法的に正確な標準英語は、本邦において制作されたニュース、時事問題、ドキュメンタリー等の番組に使用するものとする。文法的に正確ではあるが、本邦特有のアクセントにより発音され、かつ、本邦特有の語彙及び表現を含むローカル英語は、ドラマ、コメディ、バラエティショー等の番組に使用することができる。

第13.2条 マレーシア標準語（マレーシアの規範的発音によるものをいう。）の使用は、全てのマレー語番組、特にニュース、時事問題及び情報番組において、これが推奨される。具体的指針は、以下の各項に定めるところによる。

(a) 本邦の番組につき、情報教育及び時事問題に関する番組は、マレーシア標準語を使用しなければならない。ただし、ドラマ及びバラエティショーについては、サービス提供会社による柔軟な対応が認められる。

(b) 外国の番組又はサービス提供会社が購入した番組であって、吹替えを必要とするものについては、マレーシア標準語を使用するものとする。ただし、すでにマレー語が使用されている番組については、改めてマレーシア標準語に吹替えする必要はない。

方言

第13.3条 中国語サービスの全てのコンテンツは、華語を使用しなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、この限りでない。

- i 地方劇
- ii 1中国語チャンネル又は1サービスにつき、1週当たり1本の方言によるアート映画
- iii 1音楽チャンネルにおける毎時30%以下の方言による歌曲又はミュージックビデオ
- iv 番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められ、かつ、その使用の範囲が一定程度に留められている場合における方言によるセリフ・コメント及び歌曲
- v その他当庁により特別に許可されたコンテンツ又はチャンネル

第13.4条 中国語以外の言語によるコンテンツにあつては、その使用の頻度が一定程度に留められており、かつ、番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められる場合において、セリフ・コメント及び歌曲に方言を使用することができる。具体例としては、方言によってのみ回答することができる高齢者又は外国人に対して実施したインタビューを放送する場合は挙げられる。

不適切な表現

第13.5条 性的な意味合いを有する不適切な表現及びジェスチャーは、児童が容易に真似することから、G指定番組において使用することは認められない。「ファック (Fuck)」のような罵りことばは、PG13指定番組において頻度が高くない場合につき、その使用が認められる。より乱暴なことばは、NC16指定番組において、その使用が認められる。M18指定番組に分類する際には、不適切なことばの不快感の程度（低俗性及び宗教上の観点）及びその使用頻度が考慮される。